

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

公告

○開発行為に関する工事完了……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第九百七十九号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

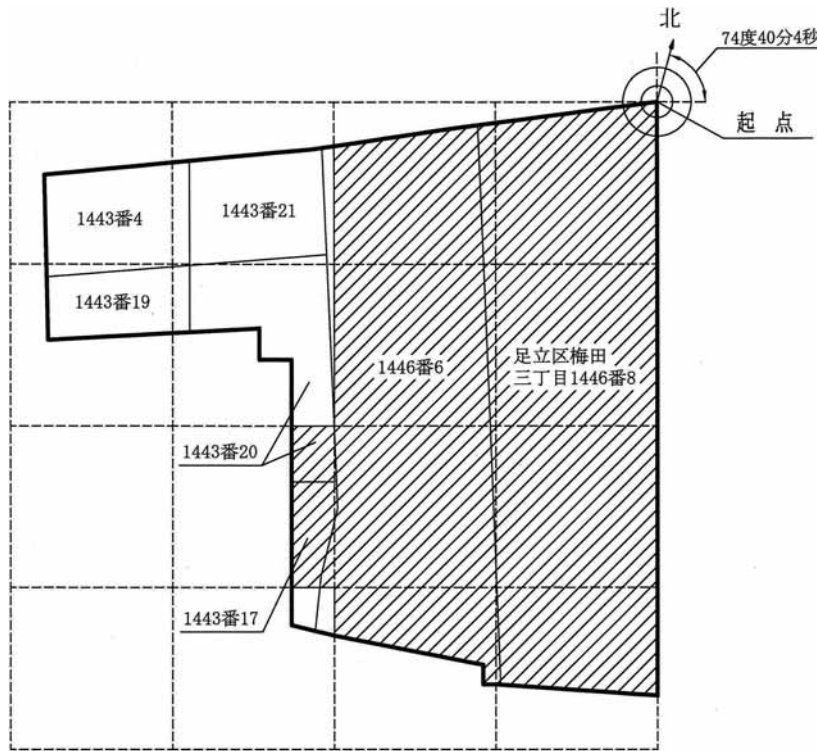
令和三年七月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区梅田三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区梅田三丁目1446番8の最北端とする。

【格子の回転角度(74度40分4秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

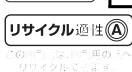
郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市栄町二丁目十一番三及 福生市加美平二丁目十四番
び同番四 一号

株式会社山一建設

代表取締役 山野井 優

あきる野市小川字上久保五百 あきる野市小川五百二十九
二十六番一及び五百二十九番 番地
四から同番六まで 森田 憲一

青梅市友田町三丁目六十二番 西東京市北原町三丁目二番
一及び六十四番 二十二号

株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行